

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

葬儀の料金トラブルに 気をつけて

義父が突然亡くなり、病院からすぐに遺体を引き取るように言われ、電話帳に広告を出している葬儀社へ連絡した。遺体を運んでもらい、そのまま葬儀プランについて話し合った。「家族葬でお願いしたい」と伝えたが一般葬を強く勧められ、最後は精神的な疲れもあり根負けして約150万円の契約をした。葬儀は終わったが、お金がなく費用の支払いが出来ない。
(当事者：60歳代女性)

【ひとこと助言】
葬儀は突然必要になるうえ、

身近な人との死別の悲しみにより、冷静に対応することが難しい状況にあります。また、葬儀で提供されるサービスは種類も複雑であるため、業者との打ち合わせは親族等と複数で行うことが大切です。

見積書の請求に応じ、丁寧な説明をしてくれる葬儀会社を選びましょう。葬儀会社を選ぶ希望ははつきりと伝え、納得できるまで相談や打合せを行います。特に、参列者の人数によって増減する項目には注意が必要です。

もしものときに慌てることのないように、可能であれば生前に家族と相談し、葬儀について情報収集しておけば、冷静に対応できます。

(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)



知人から誘われ投資したが 元金も戻ってこない

約1年前、知人に「率の良い投資がある」と勧められた。投資先は外国で、短期間で配当が支払われるので投資額がわず

かな期間で倍になるという。さらに、人を紹介すると、紹介料も支払われるとのこと。説明を信じ、紹介者の個人口座に150万円を振り込んだ。当初配当は振り込まれたが、その後入金はなくなった。投資したお金も取り戻せず、紹介者とも連絡が取れない。
(当事者：80歳代男性)

【ひとこと助言】

リスクのない投資はほとんどありません。内容や仕組みを理解できない場合は、契約をしないことが重要です。うまい話はありません。

親しい友人や知人からの誘いは断りにくいものですが、断る勇気も必要です。自身も友人を勧誘することにより、その人との関係を壊してしまうこともあります。

少しでも不安に思ったら、お金を支払う前にお住いの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)



体調が悪化することも！ 家庭用電気マッサージ器 の使用で危害

腰痛持ちなので、腰に良いと宣伝していたマッサージチェアを購入した。1日に数回、初期設定のまま8日間全身をマッサージしたところ腰が痛くなり、整形外科を受診すると「もともと骨がもろくなっているのにマッサージ器で背骨をさすったため骨が削れている。逆効果だ」と言われた。
(当事者：60歳代女性)

【ひとこと助言】

使用が禁止されている疾病等があるので購入時や使う前には販売店、医師に確認しましょう。

使用する前に取扱説明書をよく読み、まず弱い刺激から始めましょう。使用中に異常や危険を感じたときに直ちに停止できるように必ずリモコンを近くに置いておくことも大切です。

使用中に体の異常を感じたら医療機関に相談しましょう。
(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般）…役場1階西側（収納課奥）
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時 ☎885-7141（直通）
（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。また、都合により相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください）
- ◇消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）☎188 ※3桁で繋がります。
- ◇県警悪質商法110番（訪問販売等の商取引や悪質金融業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

